

【論文】

原発損害賠償請求訴訟における 中間指針の役割と課題

Roles and Issues of “Interim Guideline” in Damage Action for the Fukushima Daiichi Nuclear Power Station Accident

金澤大祐
KANAZAWA Daisuke

目次

1. はじめに
2. 原子力事業者の損害賠償責任及び中間指針等の概要
3. 原発損害賠償訴訟の概要
4. 検討
5. おわりに

(要旨)

本稿は、原発事故の被害者が提訴した損害賠償請求訴訟における中間指針の役割と課題について、精神的損害に限定して検討するものである。被害者は、東京電力ホールディングス株式会社から、原子力損害の賠償に関する法律 18 条 2 項 2 号に基づいて策定された中間指針で定められた賠償額について、直接請求やADRを通じて、支払いを受けることができる。もっとも、中間指針で定められた賠償額では、被害者の損害を填補するのに十分でないことから、被害者は、東京電力ホールディングス株式会社に対して、中間指針で定められた賠償額の『上乘せ』や中間指針に定めのない損害について『横出し』を求めて、全国各地で集団訴訟を行っている。前橋地裁判決及び東京地裁判決は、いずれも、中間指針が自主的紛争解決の指針であることから、裁判規範性を否定しているが、前橋地裁判決では中間指針で定められた賠償額以下の損害額を認定し、東京地裁判決では賠償額の『上乘せ』を認めている。そこで、本稿では、二つの判決を素材に、損害賠償請求訴訟における中間指針の役割と課題について明らかにすることを試みた。まず、中間指針の役割は、『上乘せ』の手がかりを与えるというものである。次に、課題は、中間指針の裁判規範性を否定すると、裁判所の認定する損害額が中間指針で定められた賠償額以下となり得るというものである。本稿では、かかる課題に対して、中間指針で定められた賠償額について、事実上の裁判規範性を認めるべきことを提唱している。本稿の結論は、原発事故被害者への損害賠償に関して、訴訟外のみならず、訴訟においても中間指針の利用を求めるものといえる。

1 はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した地震とそれ伴う津波により、東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社。以下「東電」という）が運転等する福島第一原子力発電所の原子炉から放射性物質が放出される事故（以下「本件事故」という）が発生した。本件事故により、今尚多くの者が避難生活を余儀なくされ、また、帰還困難区域¹⁾などに住所を有する者においては帰還できる目途すらたっていない。

本件事故により損害を被った被害者らは、当初、原子力損害の賠償に関する法律²⁾（以下「原賠法」という）18 条 2 項 2 号に基づいて策定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、それ以前の指針及び中間指針後の追補（以下、中間指針、それ以前の指針及び中間指針後の追補を合わせて「中間指針等」という）に定められた賠償額の支払いを東電に対する直接請求又は原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続において求めた。

もっとも、中間指針等で定められた賠償額では被害者に発生した損害の填補として必ずしも十分ではなく、また、それらの手続においては、中間指針等に定めのない損害の賠償が容易には認められないという問題点があった。そこで、被害者らは、中間指針で定められた賠償額の『上乘せ』や中間指針等に定めのない損害について『横出し』を求めて、東電や国を被告として全国各地で集団訴訟を行い、現在も、全国各地の裁判所で訴訟係属中となっている³⁾。

そのような中で、集団訴訟において裁判所の判断が初めて示されたのが群馬訴訟の前橋地裁判決⁴⁾である。前橋地裁判決は、東電、

国いずれの責任についても認めており、積極的な判断を示している。前橋地裁判決を嚆矢として、小高に生きる訴訟の東京地裁判決⁵⁾では、東電の責任を認め、賠償額の『上乘せ』を認める判決が下されている。もっとも、前橋地裁判決は、帰還困難区域に住居を有している原告らのうち一部の者の慰謝料額について、中間指針等で定められた賠償額を大幅に下回る慰謝料額しか認定しておらず、個別の事案における被害者救済として問題があるのみだけでなく、わが国における中間指針等を用いた原発事故の被害者救済制度そのものを揺るがしかねない重大な問題を内包している。

そこで、本稿では、本件事故により生じた被害者の損害のうち、精神的損害に限定して、中間指針等の原発損害賠償請求訴訟における役割と課題を検討することとする。検討の手順としては、2 で本件事故の被害者らが東電を相手に損害賠償請求を求める根拠となる原賠法上の原子力事業者の損害賠償責任や中間指針等を概観し、3 で集団訴訟について裁判所の判断が初めて示された群馬訴訟前橋地裁判決と中間指針等で定められた賠償額の『上乘せ』を認めた小高に生きる訴訟東京地裁判決を概観した上で、4 で 2 と 3 を踏まえて中間指針等の原発損害賠償請求訴訟における役割と課題について若干の検討を行い、5 のおわりにで、本稿のまとめを行うこととする。

2 原子力事業者の損害賠償責任及び中間指針等の概要

(1) 原子力事業者の損害賠償責任の概要

原賠法 3 条 1 項本文は、①原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により②原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る③原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずるとし、原子力事業者の損害賠償責任を規定している。

原賠法3条1項本文における①「原子炉の運転等」とは、原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用、使用済燃料の貯蔵、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄並びにこれらに付随してする核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の運搬、貯蔵又は廃棄であって、政令で定めるものと定義されている（原賠法2条1項）⁶⁾。原賠法3条1項本文における②「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすもの）により生じた損害であって、原賠法3条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者の受けた損害以外の損害と定義されている（原賠法2条2項）。原賠法3条1項本文における③原子力事業者とは、原賠法2条3項各号に掲げる者又はこれらの者であった者とされている（原賠法2条3項）。

民法の不法行為の特則である原賠法3条1項本文における原子力事業者の損害賠償責任の特徴としては、①無過失責任、②責任集中、③無限責任と損害賠償措置が挙げられる⁷⁾。

まず、①無過失責任が必要とされているのは、高度かつ複雑な技術を用いる原子力事業において、被害者が加害者である原子力事業者の故意・過失を立証するのは困難であり、被害者救済のためとされている⁸⁾。もっとも、損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは免責されることとなる（原賠法3条1項但書）。そして、原子力事業者が免責された場合には、国が被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずることとなる（原賠法17条）。政府は本件事故について当初から東電に責任があることを明言し、それを前提に、賠償がなされている。

次に、原子力事業者以外の第三者は原子力

損害の賠償責任を負わず（原賠法4条1項）、原子力事業者に②責任集中がなされている。②責任集中がなされているのは、責任が複数の者に分散されると、賠償の請求先や対象が不明確となり、被害者の実効的な救済がなされなくなるためである⁹⁾。そのため、原子力事故の被害者が民法709条に基づき原子力事業者以外の第三者に損害賠償請求をすることも否定される¹⁰⁾。もっとも、第三者に故意がある場合には、原子力事業者は第三者に求償することができる（原賠法5条1項）。

そして、原賠法においては、原子力事業者の賠償限度額の上限が規定されておらず、③無限責任となっており¹¹⁾、損害賠償措置が義務付けられている。原子力事業者は原賠法に基づく損害賠償について限度額がなく無限責任を負うが、原子力事業者が原子力損害賠償義務を確実に履行するために、原賠法は、原子力事業者に原子炉の運転等に際し、1200億円以内で政令で定める金額（賠償措置額）につき原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託による損害賠償措置を義務付けている（原賠法6条、7条）。そして、賠償額が賠償措置額を超え、かつ、必要があるときは、国が原子力事業者に対し援助することとなっている（原賠法16条1項）。

原賠法においては、原子力事業者が負う責任の範囲について、特段の規定はないことから、一般の不法行為と同様に考えることとなる。

(2) 中間指針等の概要

ア 制定の経緯

原賠法は、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合において、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という）を置き、原子力損害の賠償に関する紛争について①和解の仲介、②原子力損害の範囲の判定の指針その他の紛争の当事者による自主的な解決に資

する一般的な指針を定めること（以下「原子力損害の範囲の判定等の指針」という）、③①②に掲げる事務を行うため必要な原子力損害の調査及び評価を行うことを審査会に行わせることができる旨を規定している（原賠法18条1項2項）。中間指針等は、②原子力損害の範囲の判定等の指針に該当する。また、審査会の①和解の仲介業務を実施する下部機関として原子力損害賠償紛争解決センターが設置されている¹²⁾。原子力損害賠償紛争解決センターにおいては、総括委員会が中間指針等の細目に該当し、また、中間指針等から漏れた事項についての紛争解決基準である総括基準を定めている。

審査会の業務のうち、②原子力損害の範囲の判定等の指針を定めることについては、平成21年の原賠法の改正¹³⁾で規定が設けられている。改正の契機となったのがJCO臨界事故である。JCO臨界事故においては、当初、JCOが賠償交渉を進める準備として、「JCOの補償等の考えと基準」を提示したところ被害者側には受け入れられず、当事者間における自主的な紛争の解決が進まない事態が生じた¹⁴⁾。そこで、専門家からなる「原子力損害調査研究会」が損害の状況を調査・評価の上、損害費目ごとに相当因果関係の認められる損害の範囲、損害額の算定方法等に関する基本的な考え方をとりまとめた。そして、その取りまとめたものが当事者間の交渉の目安となり、当事者間の交渉が東海村・茨城県を介して取り持たれることによって、紛争の解決に向けた動きが進展したとのことであった。そのため、原子力損害の範囲の判定等の指針の目的は、原子力損害の賠償に関する多数の紛争の自主的な解決を促進することにある¹⁵⁾。そのような目的のため、②原子力損害の範囲の判定等の指針の策定は、中立性と専門性を有する審査会の事務に含まれることとなっている。そして、審査会は、研究者や元裁判官で構成されている¹⁶⁾。

イ 中間指針等の策定経過と内容

中間指針等のうち、本件事故の被害者の精神的損害の賠償に係る指針は、以下の通り、順次策定されていった（中間指針等策定経過一覧表参照）。

平成23年4月28日に決定・公表された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」（以下「第一次指針」という）においては、本件事故発生から1カ月程しか経過しておらず、被害の全容が明らかでない中、被害者の迅速、公平かつ適正に救済する観点から、原子力損害に該当する蓋然性が高いもの、具体的には、①「政府による避難等の指示に係る損害」と②「政府による航空危険区域設定に係る損害」についての基本的な考え方が明らかにされた¹⁷⁾。もっとも、第一次指針においては具体的な賠償額については定められなかった。そして、精神的損害については、少なくとも避難等を余儀なくされたことに伴い、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛の部分については、損害と認められる余地があるとしている¹⁸⁾。

平成23年5月31日に決定・公表された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」（以下「第二次指針」という）は、第一次指針の対象とされなかった損害項目や範囲の基本的な考え方、損害項目の一部につき具体的な損害額算定方法の考え方を明らかにしているが、具体的な賠償額については明らかにしていない¹⁹⁾。そして、精神的損害については、①本件事故により避難及びこれに引き続く対象区域外滞在を余儀なくされた者が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛の部分、②本件事故により屋内退避を余儀なくされた者が、行動の自由の制限等

を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛の部分については、賠償すべき損害と認められるとしている²⁰⁾。

平成23年6月20日に決定・公表された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追補」(以下「第二次指針追補」という)は、①賠償の対象者、②損害額算定の基本的考え方及び算定期間、③損害額の算定方法、④損害発生の始期及び終期に関する考え方を明らかにしている²¹⁾。まず、①賠償の対象者は、(i)避難及び対象区域外滞在を余儀なくされたことに伴い、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、又は、(ii)屋内退避を余儀なくされたことに伴い、長期間行動の自由が制限されるなど、避難等により正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたって著しく阻害された者である²²⁾。次に、②損害額算定の基本的考え方及び算定期間は(i)事故発生から6ヶ月間を第1期、(ii)第1期終了から6ヶ月間を第2期とし、(iii)第2期終了後、終期までの期間を第3期として、それぞれの期間について金額を算定することとしている²³⁾。そして、③損害額の算定方法については、(i)第1期については、一人月額10万円を目安とし、避難所等における避難生活を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間につき、一人月額12万円を目安とし、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者(計画的避難区域から避難した者、及び緊急時避難準備区域から本指針が定められた日の前日までに避難を開始した者を除く)については、一人10万円を目安とする、(ii)第2期については、一人月額5万円を目安とする、(iii)第3期については、本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するとされた²⁴⁾。さらに、④損害発生

の始期及び終期は、(i)原則として本件事故発生時である平成23年3月11日を損害発生の始期とし、(ii)終期については対象者の具体的な帰宅の時期等を見通すことは困難であるため、引き続き検討するとされている²⁵⁾。③損害額の算定方法において、第1期の賠償額一人当たり月額10万円という金額は、政府による避難等の指示等による避難慰謝料につき、負傷を伴う精神的損害ではないことを勘案しつつ、自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」という)における慰謝料(日額4200円。月額換算12万6000円)を参考にして決定され、また、第2期の賠償額一人当たり月額5万円の根拠については、避難生活の過酷さも第1期に比して緩和されると考えられることから、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準(財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部)(以下「赤い本」という)による期間経過に伴う慰謝料の変動状況を参考にしたとされている²⁶⁾。

平成23年8月5日に決定・公表された中間指針は、本件事故による原子力損害の当面の全体像を示し、第一次指針及び第二次指針で賠償の対象とされた損害項目及びその範囲等については、必要な範囲で中間指針に取り組み、中間指針をもって代えることとされている²⁷⁾。そのため、精神的損害についての具体的な賠償額については、第二次指針追補と同様となっている²⁸⁾。中間指針は、被害者を迅速、公平かつ適正に救済する観点から策定され、本件事故による原子力損害に該当する蓋然性の高い損害類型の全体像を示したもので、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものであるため、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象にはならないということはないとされている²⁹⁾。また、中間指針においては、原子力事業者が負うべき損害の範囲につき、一般の不法行為に基づく損害賠償請求権における損害の範囲と特別に異

ならないとして、指針作成に当たっても、本件事故と相当因果関係のある損害については原子力損害に含まれるとしている³⁰⁾。

平成23年12月6日に決定・公表された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（以下「中間指針第二次追補」という）は、避難区域等の見直し等³¹⁾を踏まえて、中間指針及び第一次追補の対象となった政府による避難等の指示等に係る損害、自主的避難等に係る損害等に関する検討事項とされていたこと等についての考え方を示している³²⁾。そして、①避難指示解除準備区域に設定された地域については、一人月額10万円を目安とし、②居住制限区域に設定された地域については、一人月額10万円を目安とし、概ね2年分としてまとめて一人240万円の請求をすることができ、③帰還困難区域に設定された地域については、一人600万円の請求をすることができるとされている³³⁾。賠償額の根拠としては、①避難指示解除準備区域は、比較的近い将来に避難指示の解除が見込まれることから、それまでと同様に月単位で算定し、③帰還困難区域は、今後5年以上帰還できない状態が続くと見込まれることから、こうした長期にわたって帰還できないことによる損害額を一括して支払い、②居住制限区域は、ある程度長期化すると見込まれることを踏まえ、基本的には月単位で算定することとしつつ、被害者救済の観点から、当面の損害額として一定期間分を想定した一括の支払いすべきこととされている³⁴⁾。

平成25年12月26日に決定・公表された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」（以下「中間指針第四次追補」という）は、避難指示が長期化

した場合に賠償の対象となる範囲について示している³⁵⁾。そして、①帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域については、第二次追補で帰還困難区域について示した一人600万円に一人1000万円を加算し、600万円を月額に換算した場合の将来分（平成26年3月以降）の合計額（ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額を目安とし、第3期の始期が平成24年6月の場合は、加算額から将来分を控除した後の額は700万円とした。②①以外の地域については、一人月額10万円としている³⁶⁾。中間指針第四次追補で示された帰還困難区域に居住していた者への一括での支払いは、ふるさと喪失慰謝料といえよう³⁷⁾。損害の算定に際しては、過去の裁判例及び死亡慰謝料の基準等も参考にした上で、避難指示が本件事故後10年を超えた場合の避難に伴う精神的損害額（生活費増加費用は含まない）の合計額を十分に上回る金額であり、また、第二次追補において、長期にわたって帰還できないことによる損害額を5年分の避難に伴う慰謝料として一律に算定していることから、このうち、平成26年3月以降に相当する部分は、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に包含されると考えられるため、その分を加算額から控除するとしている³⁸⁾。中間指針第四次追補については、その後、平成28年1月28日、平成29年1月31日、平成31年1月25日と改定されているが、精神的損害についての賠償額は維持されている。

中間指針等によれば、避難慰謝料の総額は、①帰還困難区域では750万円（帰還困難慰謝料を加算すると総額1450万円）、②居住制限・避難指示解除準備区域（2017年3月解除）では850万円、③特定避難勧奨地点（2012年12月又は2014年12月解除）

【中間指針等策定経過一覧表】

決定・公表日時	名 称	対 象 事 項
平成 23 年 4 月 28 日	第一次指針	政府指示等に伴う損害
平成 23 年 5 月 31 日	第二次指針	風評被害や避難生活等に伴う精神的損害
平成 23 年 6 月 20 日	第二次指針追補	避難生活等に伴う精神的損害
平成 23 年 8 月 5 日	中間指針	原子力損害の範囲の全体像
平成 23 年 12 月 6 日	中間指針第二次追補	政府による避難区域等の見直し等に係る損害
平成 25 年 12 月 26 日	中間指針第四次追補	避難指示の長期化等に係る損害

では 250 万円又は 490 万円，④緊急時避難準備地域（2012 年 8 月解除）では 180 万円（高校生以下では 215 万円）となる³⁹⁾。

中間指針等のうち、避難慰謝料額については、生活権侵害型の公害の裁判例の慰謝料ではなく、交通事故による慰謝料を参考に設定されている。その理由については、「公害・薬害方式は、規範を抽出するための母数が少ないことと一律請求方式である」が、「交通事故方式では、膨大な判例の蓄積があり」、「損害額を積み上げる算定方式であること」が指摘されている⁴⁰⁾。これに対しては、交通事故による賠償論に依拠したことによって「原発事故被害が持つ特質を踏まえられていない」、「個別損害項目への細分化の結果」、「被害の全体想像をとらえきれているのか」との指摘もある⁴¹⁾。

また、避難慰謝料については、交通事故による慰謝料のうち、裁判例を準則化したいわゆる「赤い本」の傷害慰謝料の基準ではなく、自賠責保険の傷害慰謝料の基準が参考とされている。その理由については、避難慰謝料は、生命・身体への侵害を伴わず財産的損失を補う客観的な性質が強い生活の阻害に伴う精神的苦痛であるところ、赤い本の基準額には、そのみならず、主観的な性質が強く、加害者の非難性の強さに左右される肉体的苦痛に伴う精神的苦痛も含まれているが、自賠責保険制度は、加害者の過失の有無・程度の立証、被害者側の事情による過失相殺、相当因果関係

の立証等の負担が軽減又は省略されており、主観的・個別的な事情を捨象した客観的な性質を有しており、避難慰謝料との類似性が指摘されている⁴²⁾。これに対して、原子力損害の損害賠償における慰謝料につき、自賠責保険における慰謝料（日額 4200 円。月額換算 12 万 6000 円）を参考として一人月額 10 万円とすることには、「自賠責保険の傷害慰謝料自体に明確な根拠がない」こと、入院のような行動の制限がないことから慰謝料が自賠責保険基準よりも少額となることについて批判がある⁴³⁾。

ウ 中間指針等の法的位置付け

中間指針等は、原賠法 18 条 2 項 2 号に基づき、審査会により策定されるが、自主的解決支援のための指針に過ぎず、直ちには裁判規範とはならない⁴⁴⁾。

学説上は、中間指針等による賠償手続は「補償」の性質を帯びているとの指摘⁴⁵⁾、「ソフト・ロー」であるとの指摘⁴⁶⁾、「『最小限の損害』の賠償を命じる規範として一裁判規範化される傾向が認められる」との指摘がなされている⁴⁷⁾。

3 原発損害賠償訴訟の概要

(1) 群馬訴訟前橋地裁判決⁴⁸⁾

ア 事案の概要

X（原告）らは、本件事故後に出生した 4

名を除いて、いずれも本件事故発生時に福島県内に居住していた者であり、避難指示等区域内の25世帯76名、区域外の20世帯61名である。

Xらは、本件事故により福島県外への避難を余儀なくされたとして、原子力事業者であるY₁（被告東電）に対しては、主位的に、民法709条に基づき、予備的に、原賠法3条1項に基づき、Y₂（被告国）に対しては、国家賠償法（以下「国賠法」という）1条1項に基づき、包括的生活利益としての平穩生活権を害されたことによる精神的損害の慰謝料として、一人当たり2000万円及び弁護士費用200万円のうち、慰謝料1000万円及び弁護士費用100万円並びに本件事故発生日である平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5%の割合による遅延損害金を連帯して支払うことを求めた。

イ 判決（前橋地判平成29年3月17日判時2339号3頁）

前橋地裁は、Y₁については原賠法3条1項に基づき、Y₂については国賠法1条1項に基づき責任を認め、請求を一部認容した。

前橋地裁は、総額で約4億5000万円の慰謝料を認定したが、このうち約4億2000万円は、Y₁により既に支払われているとして、認容された総額は3855万円と少額にとどまった。

また、裁判所は、中間指針等の拘束力については、以下のように判示した。

「…損害項目の選択及び損害額の算定方法については、原子力事業者であるY₁による迅速な賠償を実現するという見地から、裁判手続においても認容されることが予想される範囲内において損害項目及び損害額を定めようとしたものであることが認められ、被害者は、その被った個々の損害が中間指針の示すものを超える場合には、裁判手続等において個別にこれを主張立証することで、その賠償

を求めていくことが想定されているといえる。不法行為に基づく損害賠償においては、被害を被った者は、原則として、不法行為との間に相当因果関係のある損害について、その賠償を求めることができ、このことは、原賠法3条1項に基づく損害賠償請求においても同様である。そして、中間指針等の趣旨及び性質が上記のような政策的な観点を強く反映しているものであることに照らせば、裁判所が、原賠法3条1項又は国賠法1条1項に基づく損害賠償請求について、賠償すべき損害を算定するに当たっては、中間指針等の内容を事実上参考にすることがあり得るにせよ、中間指針等が定めた損害項目及び賠償額に拘束されることはなく、自ら認定したXらの個々の事情に応じて、賠償の対象となる損害の内容及び損害額を決することが相当であるといえることができる。」

群馬訴訟においては、弁済の抗弁を確定するため、口頭弁論の最終段階において、前橋地裁の指示により、Xらは、裁判外でのY₁からの慰謝料の受領を中断した⁴⁹⁾。そして、Y₁は、裁判所の指示に基づく慰謝料の受領中断の時点において、中間指針等及びそれらを前提にY₁が策定・公表した賠償基準に基づいて追加支払が可能な金額として表明した金額である「東電支払表明金額」を示した⁵⁰⁾。ところが、前橋地裁判決において、原告番号71、72、73、79、80、93、121、122について、裁判所の認容額が既払額と東電支払表明金額とを合算した金額を下回るという結果となった（【支払拒否問題一覧表】⁵¹⁾。

その後、Y₁は、裁判所の認定した損害額が既払額と東電支払表明金額を合算した金額を下回ったXらからの直接請求に対する支払いを拒絶するという対応をとっている（【支払拒否問題一覧表】参照⁵²⁾。

ウ 小括

群馬訴訟は、避難指示等区域内から区域外

【支払拒否問題一覧表】⁵³⁾

原告番号	中間指針等区域	地裁判決が認定した損害額	既払額	認容額（弁護士費用を除く）	東電支払表明金額
71	帰還困難	既払額を超えない	1021 万円	棄却	605 万円
72	避難指示解除準備	既払額を超えない	375 万 4500 円	棄却	690 万円
73	特定避難勧奨	400 万円	280 万円	120 万円	210 万円
79	帰還困難	250 万円	142 万円	108 万円	1310 万円
80	帰還困難	既払額を超えない	272 万円	棄却	1180 万円
93	居住制限区域	300 万円	105 万円	195 万円	745 万円
121	緊急時避難準備	既払額を超えない	235 万円	棄却	30 万円
122	緊急時避難準備	既払額を超えない	235 万円	棄却	30 万円

まで、幅広い範囲に住所を有していた者が一律に一千万円の慰謝料請求を求めた事案であった⁵⁴⁾。

そのような事案において前橋地裁は、中間指針等の損害項目及び賠償額の拘束力を否定した上で、Xらの慰謝料額を個別的に算定した。そして、前橋地裁判決は、慰謝料につき、Xらの一部の者につき、中間指針等で示された賠償額以下の損害額を認定し、その後、Y₁が既払額と東電支払表明額を下回る損害しか認定されなかったXらからの直接請求を拒むという「支払拒否問題」が生じていた。

(2) 小高に生きる訴訟東京地裁判決⁵⁵⁾

ア 事案の概要

X（原告）らは、本件事故当時、福島県南相馬市小高区又は原町区に生活の本拠としての住所等を有していた者は又はこれらの者の相続人 321 名である。

Xらは、本件事故に伴う放射性物質の放出及び避難指示等により、Xらが訴訟提起時に被った損害に共通する慰謝料等の額は少なくとも一人当たり合計 3828 万円を下らないと主張して、Y（被告東電）に対し、原賠法 3 条 1 項本文に基づき、慰謝料等の一部請求として、Yが認める 850 万円を超える部分で

ある一人当たり 2978 万円及び弁護士費用 300 万円の合計 3278 万円並びこれに対する本件事故発生の日である平成 23 年 3 月 11 日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金の支払い等を求めた事案である。

イ 判決（東京地判平成 30 年 2 月 7 日 LEX/DB25549758）

東京地裁は、Yの責任を認めて、請求を一部認容し、認容額は合計 10 億 9560 万円（既払分を控除した額）となった。

まず、東京地裁は、中間指針等の拘束力につき、以下のように判示している。

「Yは、中間指針等の合理性を説き、それを裁判上も十分に尊重すべきであることを主張する。しかし、そもそも中間指針等は「当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」（原賠法 18 条）に過ぎないものであるから、その内容が裁判所を拘束するものではないことはいうまでもない。よって当裁判所は、中間指針等の内容を離れて、Xらの請求の当否を判断できるし、また判断すべきものである。」

次に、東京地裁は、以下のように判示し、中間指針等の賠償額の『上乗せ』を認めた。「住居を有した本訴提起時Xらに生じた本

件包括生活基盤に関する利益の侵害という損害は、本件事故時に発生したものと解すべきであるが、その発現形態としては、…居住、移転の自由の侵害を含む従前属していた本件包括生活基盤からの隔絶といった避難期間において一定継続して発現するものがある。これらについては、日常生活の長期間の阻害という点において類似する入院慰謝料は一つの斟酌すべき要素となる。ここで、入院慰謝料は、我が国裁判例において尊重されていることが当裁判所に顕著な、財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部作成の民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準上巻（基準編）（平成23年）（以下「赤い本（平成23年版）」という。）によると、例えば平成23年3月11日から平成28年7月12日までを64か月とすれば原則として634万円、平成30年3月31日までを85か月とすれば原則として760万円となる。」

「…人の生命という最も重視すべき権利利益に対する不可逆かつ最大の侵害である死亡に対する慰謝料額とのバランスも斟酌すべきであり、赤い本（平成23年版）によると、死亡慰謝料については、2000万円から2800万円とされている。」

「…通常的生活費増加分はこれを慰謝料として考慮することが相当であるところ、入院に伴う雑費は一つの斟酌すべき要素といえ、赤い本（平成23年版）によると入院雑費は月額1500円（月額約4万5000円）となる。…また、その増加額をどの期間で考えるかであるが、Y自身が認める平成30年3月までは通常的生活費増加分を慰謝料の加算事由として考慮すべき期間とすべきである。」

「…以上のとおり、住居を有した本訴提起時Xらは、本件事故発生時である平成23年3月11日に本件事故によって、本件包括生活基盤に関する利益の侵害という共通損害を被り、それは甚大なものであったと評価できる。その慰謝料額の算定においては上記で述

べたような点を考慮しなければならない。…本件にあらわれた一切の事情を考慮すると、本件事故によってXらに生じた共通の慰謝料額のうちYが認める850万円を超える額としてはそれぞれ300万円をもって相当と認める。」

ウ 小括

小高に生きる訴訟は、福島県南相馬市小高区又は原町区に生活の本拠としての住所等を有していた者という特定の場所に住所を有するXらが一人当たり3278万円及び遅延損害金の『上乘せ』を求めた事案であった。

そのような事案において東京地裁は、中間指針等の拘束力を否定しつつ、各Xらごとではなく、一括して慰謝料額を算定した。具体的には、避難慰謝料につき、赤い本（平成23年版）における死亡慰謝料を上限として参照し、赤い本における入院慰謝料が平成23年3月11日から平成30年3月31日までは760万円、入院雑費が平成23年3月11日から平成30年3月31日までは382万5000円で、入院慰謝料と入院雑費の合計額1142万5000円に近い1150万円を精神的損害として認め、賠償額の『上乘せ』を認めている。

4 検討

まず、中間指針等の原発損害賠償請求訴訟における役割はどのようなものか。

この点につき、賠償額の『上乘せ』を認めた東京地裁判決は、Xらの慰謝料額につき、中間指針等における慰謝料額の根拠となった自賠償保険の支払基準ではなく、赤い本（平成23年版）を参考に決定している。そして、赤い本における死亡慰謝料2000万円から2800万円を慰謝料額の上限として参照した上で、赤い本における入院慰謝料が平成23年3月11日から平成30年3月31日までは760万円、入院雑費が平成23年3月11日

から平成30年3月31日までは382万5000円で、入院慰謝料と入院雑費の合計額1142万5000円に近い1150万円を精神的損害の賠償額としている。そもそも、中間指針等は、判例の蓄積がある交通事故における自賠責保険の基準を参考に賠償額を決定しており、東京地裁判決は、中間指針等における賠償額決定の根拠と同様に交通事故における慰謝料額を参考としつつ、自賠責保険の支払基準より一般的に賠償額が大きくなる「赤い本」に基づき慰謝料額を算定することによって、中間指針等の『上乘せ』を認めている。

そのため、中間指針等は、原発損害賠償請求訴訟において、慰謝料額につき、中間指針等で定められた賠償額の『上乘せ』の手掛かりを与える役割があるといえよう。

次に、中間指針等の原発損害賠償請求訴訟における課題は、前橋地裁判決によって生じた「支払拒否問題」である。すなわち、前橋地裁判決は、中間指針等が裁判規範ではないとして、中間指針等で定められた損害の項目や賠償額を全く参考にせず、個別具体的に慰謝料額を算定し、その結果、中間指針等で定められた賠償額以下の損害が認定され、その後、 Y_1 が請求棄却されたことを根拠に、中間指針等で認められた賠償額の支払いを拒絶している。

前橋地裁判決では、中間指針等で認められた賠償額よりも、1000万円以上も低い損害額しか認定されていない原告もあり、また、帰還困難区域に住所を有する者よりも、特定避難勧奨や居住制限区域に住所を有する者の損害額の方が大きく、中間指針等を全く斟酌していないと思われる⁵⁶⁾。中間指針等で定められた賠償額以下の損害しか認定されない原告は、その判決が確定した場合、中間指針等で定められた賠償額の『上乘せ』を求めているにもかかわらず、『上乘せ』が認められないばかりか、訴訟を提起せず、直接請求していれば受領することができたはずの賠償金に

ついて、訴訟を提起したばかりに、受領することができなくなるという妥当でない結論に至る。

裁判所が中間指針等における賠償額を下回る損害しか認定しないと、群馬訴訟で生じていたような「支払拒否問題」のみならず、中間指針等を用いた原発事故被害者の救済制度そのものを崩壊させかねない問題を内包することになる。

裁判所が中間指針等で定められた賠償額以下の損害額を認定すると、そのような認定をされた原告と同じ属性を有する原発事故被害者は、中間指針等で定められた賠償金を受領していた場合、理論上は、不当利得を得ていたということになり得る⁵⁷⁾。そして、原子力事業者が、中間指針等で定められた賠償金を受領していた者に対して、中間指針等では定められていない事情で、不当利得に基づき返還請求を行うと、新たな紛争が生じ、中間指針等を用いた原発事故の自主的紛争解決が妨げられることになる。

裁判所が精神的損害について中間指針等の賠償額が損害の最低額であるとして十分に斟酌せず、中間指針等で定められた額を下回る賠償額を認定すると、中間指針等で定められた賠償額は、通常の損害賠償請求訴訟においては認められない賠償金の支払いを求めるものといえよう。そして、精神的損害は、財産的損害に比べ、その損害額を立証することが一般的には困難といえよう。そうであれば、原子力事業者としては、裁判外の自主的紛争解決手続において、中間指針等で定められた賠償金が上限であるとして、中間指針等を上回る金額での和解に応じることはなくなるであろう。そのような事態が生じると、中間指針等を用いた自主的な紛争解決を図ることができなくなる。

中間指針等は、裁判規範ではなく、裁判所の判断を直接拘束することはない。しかしながら、中間指針等における賠償額は、専門性

と中立性を有する委員が策定しており、中間指針等の策定の経過からも明らかな通り、一定程度は被害の実情に合わせ、変更もされている。また、中間指針等に定められた賠償額は、原発事故被害者の損害を填補するには不十分かもしれないが、交通事故の賠償理論を参考に作成されており、これまでの不法行為における慰謝料額の相場が参考にされているといえる。さらに、東京地裁判決で明らかになったように、中間指針における避難慰謝料は、赤い本の基準ではなく、それより低い自賠償基準を基にしていることから、中間指針等自体が上乗せを予定している。そして、原発事故に関係する多くの紛争が中間指針等を利用して訴訟外で解決されているという現実がある。そうであれば、慰謝料額につき、中間指針等で定められた賠償額は、裁判所も十分に斟酌するだけの合理性は認められるであろう。

よって、原発損害賠償請求訴訟において、裁判所は、精神的損害について、中間指針等の賠償額について十分に斟酌すべきである。そして、中間指針等で定められた賠償額については、とりわけ、最低限の額として、裁判所の判断を直接拘束するものではないが、事実上の裁判規範性を認めるべきである。裁判所が中間指針等で定められた賠償額を十分に斟酌しない場合には、そのような判決は社会通念に照らしても相当とはいえず、慰謝料額の認定に際して認められている裁判所の裁量を逸脱しているのではないであろうか⁵⁸⁾。

5 おわりに

本稿では、中間指針等全般ではなく、精神的損害に限定して、原発損害賠償請求訴訟における役割と課題の検討を行った。

本稿で示した原発損害賠償訴訟における中間指針等の役割は、小高に生きる訴訟東京地裁判決を参考に、中間指針等で認められた慰

謝料額の『上乗せ』の手掛かりを与えるというものであった。また、原発損害賠償請求訴訟における中間指針等の課題は、前橋地裁判決によって発生した「支払拒否問題」である。裁判所が中間指針等において認められた慰謝料額を最低限の額として十分に斟酌しないと、「支払拒否問題」という不当な事態が生じ得る。のみならず、中間指針等で定められた賠償額以下の損害額が認定されると、訴訟外で賠償額を受領した被害者に不当利得の問題が生じる可能性があり、また、原子力事業者が裁判外の自主的紛争解決手続において中間指針等を上回る金額での和解に応じづらくなり、中間指針等を用いた自主的な紛争解決の促進が妨げられることになりかねない。この課題への対処として、本稿では、中間指針等で定められた賠償額を最低額として、裁判所は十分に斟酌すべきであり、事実上の裁判規範性を認めるべきとの見解を示した。本稿は、原発事故被害者の訴訟外の救済制度として広く利用されている中間指針等を、訴訟においても活用できるところは活用することを提案するものである。

前橋地裁判決のような判決が他にも下されるようであれば、本件事故の被害者らが中間指針等で定められた賠償額について確実に受領することができようにするための方策の検討が必要となろう。また、中間指針等で定められた賠償額が被害の実態を反映していないのであれば、『上乗せ』や『横出し』を認めた判決を参考に、中間指針等自体を改定していくことが必要となろう。

そもそも、本件事故における中間指針等は、交通事故における賠償理論を参考にして設計されているが、交通事故における賠償理論が原発事故の場合に全て妥当するとはいえないであろう。交通事故による賠償理論によって構築された制度が原発事故による被害者救済の観点から適合しない点があるか否か、適合しない点があるのであれば、どのよ

うに修正すべきか不断の検討が必要となろう。

* 本稿は、科学研究費基盤研究 (C) 「大災害における被害者救済システム構築～原子

力災害に関する法制を素材として～」(課題番号 17K12624) の助成を受けた研究成果の一部である。

(注)

* 筆者は、群馬訴訟控訴審より控訴人(原告)ら訴訟復代理人となっているが、本稿における見解は筆者の所属するいかなる機関及び団体とも無関係な筆者個人の見解であることをお断りしておく。本稿の執筆に際しては、群馬訴訟弁護団(団長鈴木克昌弁護士)より弁護団資料の提供を受け、多くの方から有益なご指摘を頂戴しており、お名前は記載していないが、心から感謝申し上げます。もっとも、本稿に誤りがあれば、その一切の責任は筆者にある。また、本稿は、令和元年7月27日に高岡法科大学で開催されたセミナー「大規模災害と被害者救済の法的諸問題」での筆者の報告を基に執筆したものである。

- 1) 帰還困難区域とは、長期間、具体的には5年間を経過しても、年間積算線量が20mSvを下回らないおそれのある、年間積算線量50mSv超の地域である(原子力災害対策本部[平成23年12月26日]「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」11頁、経済産業省ウェブサイト[https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/111226_01a.pdf] [最終閲覧: 令和元年9月5日])。
- 2) 昭和36年法律第147号
- 3) 全国各地の集団訴訟については、米倉勉「原発事故賠償をめぐる訴訟の概要」淡路剛久ほか編『福島原発事故賠償の研究』(日本評論社、2015年)307頁以下参照
- 4) 前橋地判平成29年3月17日判時2339号3頁
- 5) 東京地判平成30年2月7日LEX/DB25549758
- 6) その他、原賠法2条4項において、「原子炉」、「核燃料物質」、「加工」、「再処理」、「使用済燃料の

貯蔵」、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄」、「放射線」、「原子力船」又は「外国原子力船」の定義が規定されている。

- 7) 野村豊弘「原子力事故による損害賠償の仕組みと福島第一原発事故」ジュリ1427号(2011年)120-121頁、松嶋隆弘「原子力災害に関する法制についての一考察—『原子力災害』に関するハード・ロー、ソフト・ロー、ケース・ローの交錯を中心に—」日法80巻3号(2015年)362-364頁
- 8) 竹内昭夫「原子力損害二法の概要」ジュリ236号(1961年)31頁、松嶋・前掲(注7)363頁
- 9) 星野英一「原子力損害賠償に関する二つの条約案—日本法と関連させつつ—(二・完)」法協79巻3号(1962年)298頁、科学技術庁原子力局監集『原子力損害賠償制度』(通商産業研究社、1980年)48頁
- 10) 責任集中制度の憲法適合性につき、高畑英一郎「判批」ひろば72巻7号(2019年)60頁参照
- 11) 平成30年原賠法改正においては、原子力事業者の責任の有限責任化が議論されたが、結局、無限責任は維持されている(大塚直「原子力損害賠償法の改正とその課題—責任の範囲及び責任主体の関係を中心として」論究ジュリ29号[2019年]94-95頁)。
- 12) 高瀬雅男「原発ADRの現状と課題」淡路剛久ほか編『福島原発事故賠償の研究』(日本評論社、2015年)256頁以下参照
- 13) 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第19号)
- 14) JCO臨界事故の概要については、文部科学省(平成20年12月15日)「原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会 第1次報告書」2-3頁参照

原発損害賠償請求訴訟における中間指針の役割と課題

- (文部科学省ウェブサイト：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/007/gaiyou/_icsFiles/afiedfile/2009/06/29/1279826_1_1.pdf)
(最終閲覧：令和元年9月5日)
- 15) 文部科学省・前掲（注14）20頁参照
- 16) 令和元年8月現在の委員につき、文部科学省ウェブサイト：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/meibo/1353534.htm（最終閲覧：令和元年9月5日）参照
- 17) 原子力損害賠償紛争審査会（平成23年4月28日）「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」1-2頁（文部科学省ウェブサイト：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/_icsFiles/afiedfile/2011/04/28/1305640_1.pdf）（最終閲覧：令和元年9月6日）
- 18) 原子力損害賠償紛争審査会・前掲（注17）10頁
- 19) 原子力損害賠償紛争審査会（平成23年5月31日）「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」1頁（文部科学省ウェブサイト：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/_icsFiles/afiedfile/2011/05/31/1306698_1_1.pdf）（最終閲覧：令和元年9月6日）
- 20) 原子力損害賠償紛争審査会・前掲（注19）4頁
- 21) 原子力損害賠償紛争審査会（平成23年6月20日）「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追補」1頁（文部科学省ウェブサイト：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/_icsFiles/afiedfile/2011/06/20/1307518_1_3.pdf）（最終閲覧：令和元年9月6日）
- 22) 原子力損害賠償紛争審査会・前掲（注21）2頁
- 23) 原子力損害賠償紛争審査会・前掲（注21）3頁
- 24) 原子力損害賠償紛争審査会・前掲（注21）5頁
- 25) 原子力損害賠償紛争審査会・前掲（注21）7頁
- 26) 原子力損害賠償紛争審査会・前掲（注21）5-6頁
- 27) 原子力損害賠償紛争審査会（平成23年8月5日）「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」2-3頁（文部科学省ウェブサイト：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/_icsFiles/afiedfile/2011/08/17/1309452_1_2.pdf）（最終閲覧：令和元年9月6日）
- 28) 原子力損害賠償紛争審査会・前掲（注27）17-19頁
- 29) 原子力損害賠償紛争審査会・前掲（注27）2-3頁
- 30) 原子力損害賠償紛争審査会・前掲（注27）4頁
- 31) 中間指針第3の「[対象区域]のうち，「(1)避難区域」の東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内及び「(3)計画的避難区域」について，平成24年3月末を一つの目途に，①避難指示解除準備区域（年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域），②居住制限区域（年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり，住民の被曝線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域），③帰還困難区域（長期間，具体的には5年間を経過してもなお，年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある，年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域）という新たな避難指示区域が設定されることである（原子力損害賠償紛争審査会〔平成23年12月6日〕「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」2-3頁〔文部科学省ウェブサイト：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/_icsFiles/afiedfile/2012/03/16/1318795.pdf〕〔最終閲覧：令和元年9月6日〕）。
- 32) 原子力損害賠償紛争審査会・前掲（注31）2頁
- 33) 原子力損害賠償紛争審査会・前掲（注31）2-4頁

原発損害賠償請求訴訟における中間指針の役割と課題

- 34) 原子力損害賠償紛争審査会・前掲（注31）2-6頁
- 35) 原子力損害賠償紛争審査会（平成25年12月26日）「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）（案）」2-3頁（文部科学省ウェブサイト：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/shiryo/_icsFiles/afidfile/2013/12/26/1342848_1_1.pdf）（最終閲覧：令和元年9月6日）。なお、平成25年2月26日の中間指針第四次追補はウェブサイト上から削除されているため、第39回審査会の配付資料に拠った。
- 36) 原子力損害賠償紛争審査会・前掲（注35）2頁4頁
- 37) ふるさと喪失慰謝料につき、「一種の包括慰謝料的なものを認めた」との指摘もなされている（大塚直「東電事故賠償において示された原子力損害賠償制度に関する理論的課題」一橋大学環境法政策講座編『原子力損害賠償の現状と課題』別冊NBL150号〔2015年〕25頁）。
- 38) 原子力損害賠償紛争審査会・前掲（注35）6頁
- 39) 若林三奈「慰謝料算定における課題」淡路剛久監修『原発事故被害回復の法と政策』（日本評論社、2018年）71頁
- 40) 中島肇『原発賠償 中間指針の考え方』（商事法務、2013年）49頁
- 41) 吉村良一「総論—福島第一原発事故被害賠償をめぐる法的課題」法時86巻2号（2014年）59頁
- 42) 中島・前掲（注40）49頁
- 43) 浦川道太郎「原発事故により避難生活を余儀なくされている者の慰謝料に関する問題点」環境と公害43巻2号（2013年）14-15頁
- 44) 原子力損害賠償紛争審査会・前掲（注27）2頁
- 45) 中島・前掲（注40）7頁
- 46) 松嶋・前掲（注7）371頁
- 47) 潮見佳男「損害算定の考え方」淡路剛久監修『原発事故被害回復の法と政策』（日本評論社、2018年）49頁
- 48) 本判決の評釈等として、吉村良一「判批」環境と公害46巻4号（2017年）59頁、人見剛「判批」法セミ750号（2017年）105頁、岡田正則「判批」判時2339号（2017年）239頁、淡路剛久「判批」論究ジュリ22号（2017年）101頁、久末弥生「判批」新・判例解説Watch21号（2017年）63頁、若林・前掲（注39）70頁、吉田邦彦「判批」リマークス57号（2018年）51頁、窪田充見「判批」大塚直＝北村喜宣編『環境法判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2018年）208頁
- 49) 群馬訴訟控訴審（東京高裁平成29年〔ネ〕第2620号福島第一原発事故損害賠償請求控訴事件）一審原告ら第1準備書面1頁
- 50) 群馬訴訟控訴審（東京高裁平成29年〔ネ〕第2620号福島第一原発事故損害賠償請求控訴事件）一審原告ら第1準備書面1頁
- 51) 前橋地裁判決に対しては、『ふるさと喪失』の要素は、避難慰謝料との関係性が明確にされないままに、『包括的な精神的損害』の中に埋没した可能性が指摘されている（若林・前掲〔注39〕73頁）。
- 52) 群馬訴訟控訴審（東京高裁平成29年〔ネ〕第2620号福島第一原発事故損害賠償請求控訴事件）一審原告ら第1準備書面2頁
- 53) 本表は、群馬訴訟控訴審一審原告ら第1準備書面2頁の図を参考に作成した表である。
- 54) 群馬訴訟における訴訟の進行経過については、関夕三郎「前橋地裁判決をめぐって 原発事故避難者訴訟 群馬訴訟について」判時2339号（2017年）233頁以下参照。
- 55) 本判決の評釈等として、吉村良一「福島原発事故賠償訴訟における『損害論』—集団訴訟七判決の比較検討」判時2375・2376合併号（2018年）252頁
- 56) 判例（最判昭和32年2月7日集民25号383頁）上、慰謝料額の算定については、裁判所に裁量が認められ、裁判所は算定の根拠を示す必要がないとされており、前橋地裁判決も、判例に従って判断をしているため、慰謝料額が低額になっ

原発損害賠償請求訴訟における中間指針の役割と課題

た算定の根拠については必ずしも明らかではない。この点については、「いかなる精神的損害が発生しているかという点を明確にすることは必要であり、すべてを自由裁量という一種のブラックボックスに押し込めてしまうことには疑問がある」との指摘もなされている（吉村・前掲（注48）64頁）

- 57) 前橋地裁判決においては、損害額が中間指針で定められた賠償額以下になったXらのうち、原告番号72の自宅は津波によって流失しており、平成27年に死亡し、原告番号71が相続したこと、原告番号73については、平成21年に福島県に移住したこと及び実家に避難していること、原告番号79については、Y₁の孫請会社に勤務し、事故前と同様に就労し、群馬県内に親族が住んでいること、原告番号80は、原告番号79の配偶者であることが認定されている。
- 58) 最判昭和38年3月26日集民65巻241頁、最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁。最

判平成6年2月22日は、炭鉱労務に従事してじん肺にかかった者又はその相続人が、雇用者に対し、財産上の損害の賠償を別途請求する意思のない旨を訴訟上明らかにして慰謝料請求した事案において、「本件において死者を含む管理四該当者の被った精神的損害に対する評価については、一般の不法行為等により労働能力を完全に喪失し、又は死亡するに至った場合のそれに比してさしたる違いを見出すことはできず、したがって、以上の事実関係の下においては、特段の事情がない限り、原審の認定した1200万円又は1000万円という慰謝料額は低きに失し、著しく不相当であって、経験則又は条理に反し、右にみるような慰謝料額認定についての原審の裁量判断は、社会通念により相当として容認され得る範囲を超えるものというほかはない」と判示し、一般の不法行為の場合の慰謝料額と比較して、裁判所の裁量の逸脱を認めている点で、参考となる。

(Abstract)

This paper examines roles and issues of “Interim Guideline” in a nuclear damage claim lawsuit, focused on the plaintiff’s solatium. Many people were damaged by the accident of radioactive material released from the reactor of the Fukushima Daiichi nuclear power plant. The victims may receive damages from TEPCO Holdings through direct claims or ADR for the amount of compensation stipulated in Interim Guideline established in accordance with Article 18, Paragraph 2 of the Act on Compensation for Nuclear Damage. However, the amount of compensation stipulated in Interim Guideline is not sufficient to cover their damage. Therefore, they filed a lawsuit to seek damages exceeding it and not stipulated in. The Mae-bashi and Tokyo district courts ruled that Interim Guideline is not judicial standard because it is a voluntary dispute resolution guideline. The conclusion of this paper is that the role of Interim Guideline gives a clue to “add-on”. The issue is that if Interim Guideline is not judicial standard, damages recognized by the court will be less than the amount of compensation stipulated in it. As a countermeasure against the issue, this paper advocates that Interim Guideline is de facto judicial standard. This paper proposes the use of Interim guideline is not only for voluntary dispute resolution but also in litigation.